

## ○千葉大学医学部附属病院事例検討委員会規程

（平成28年2月1日制定）

### （設置）

第1条 千葉大学医学部附属病院（以下「病院」という。）に、病院における医療の透明性の確保と質の向上を図るため、千葉大学医学部附属病院事例検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### （検討事項）

第2条 委員会は、病院長の諮問に応じ、次に掲げる事項を検討する。

- 一 病院で行われた診療行為に係る事実経過の検証及びその後の対応方針に関すること。
- 二 医療上の事故発生の原因調査及び原因究明に関すること。
- 三 医事訴訟及び医事紛争に関すること。
- 四 医療上の事故の公表に関すること。
- 五 その他医療上の事故に関すること。

### （組織）

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 医療安全管理責任者
- 二 診療科長のうちから内科系及び外科系 各3名
- 三 中央診療施設等の長のうちから1名
- 四 医療機器安全管理責任者
- 五 医療安全管理部長
- 六 感染対策責任者
- 七 医薬品安全管理責任者
- 八 看護部長
- 九 事務部長
- 一〇 医療安全課長
- 一一 医療安全管理者（ゼネラルリスクマネージャー）
- 一二 外部の有識者 若干名

一三 その他委員会が必要と認めた者

- 2 前項第2号、第3号及び第12号に掲げる委員は、病院長が指名する。
- 3 第1項第2号及び第3号の委員の任期は就任した日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。
- 4 第1項第12号の委員は、前条第2号の検討を行う場合のみ委員に加えるものとし、任期は病院長がその都度定める。

（委員会への諮問）

第4条 病院長は、医療安全管理部から提出された診療経過等報告書に基づき、必要があると判断した場合は委員会に諮問を行う。

- 2 委員会は、前項の諮問に応じ、委員会を開催する。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は第3条第1項第1号の委員をもって充て、副委員長は同項第5号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

（議事）

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の3分の2以上の同意をもって決するものとし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 検討の対象となる診療行為に関わる委員は、当該議決には加わることができない。

（参考人の出席）

第7条 委員長は、必要と認めたときは、参考人を会議に出席させ、説明、資料の提出又は意見を求めることができる。

（病院長への答申）

第8条 委員長は、検討の結果について、病院長へ答申を行う。

（秘密の保持）

第9条 委員その他委員会の関係者は、任務遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。

（事務）

第10条 委員会の事務は、医療安全課において処理する。

（雑則）

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成28年2月1日から施行する。
- 2 千葉大学医学部附属病院診療経過審議委員会規程（平成16年4月1日制定）は、廃止する。
- 3 千葉大学医学部附属病院医療事故調査委員会規程（平成16年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。